

(別紙1)

## 平成30年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議について

### 1. 開催目的

平成28年6月3日に施行された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定により、地方公共団体は、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を図るために必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

また、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉及び教育の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日付連名通知）では、医療的ケア児を地域で支えるため、各分野の関係者が一堂に会し、課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場の設置、開催をお願いしたところであるが、これの実現に向けて、各分野の担当者に対し、必要な情報の提供及び自治体同士の情報共有が重要であるため、国において合同会議を開催する。

### 2. 会議日程（予定）（受付開始：9：45）

時間	内容
10:30～10:35	開会の挨拶
10:35～11:35	① 行政説明 ② 障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 ③ 医政局地域医療計画課在宅医療推進室 ④ 保険局医療課 ⑤ 健康局難病対策課 ⑥ 子ども家庭局保育課 ⑦ 子ども家庭局母子保健課 ⑧ 文科省初等中等教育局特別支援教育課
11:35～12:40	休憩
12:40～15:55	好事例報告 ① ・特定非営利活動法人うりずん ・栃木県宇都宮市 ② ・医療法人かがやき総合在宅医療クリニック ・岐阜県 ③ ・特定非営利活動法人 NEXTEP ・熊本県 ④ ・千葉県松戸市 ⑤ ・福井県
15:55～16:10	休憩
16:10～17:40	グループディスカッション ファシリテーター：高島友和氏（公益財団法人日本財団）
17:40	閉会